



佐伯市立畑野浦保育所

【目 次】

○はじめに	2
○保育所の概要	3
○保育所の利用時間	4
○保育所の一日	5
○入所にのぞんで	6
1 新入児について	6
2 登所・降所・遅刻・欠席について	6
3 服装・持ち物について	7
4 給食について	7
5 健康管理について	8
6 安全管理について	8
7 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について	9
8 画像掲載及び映像放映の承諾について	9
9 与薬について	9
10 その他	9
○苦情・ご意見・相談等について	10
○個人情報の取り扱いについて	10
○児童虐待について	10
○年間の行事予定	11
○避難指示（緊急）等の避難情報が発令された場合	12
○感染症に関するお願い	13
○登所を控えるのが望ましい場合	17
○【別添1 給食費の還付について】	
○【別添2 避難経路】	
○【別添3 知っておこう！子どもの健康管理】	
○持ち物について	最終頁

〇はじめに

【保育所の役割】

- ① 保育所は、児童福祉法に基づき、保護者の労働または疾病等で家庭での保育が充分行き届かない乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設です。
- ② 保育所は、児童が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごすところです。保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力をもとに心身ともに健やかで豊かな人間性をもった子どもを養育する役割を果たします。

【保育理念】

一人ひとりの子どもを大切にし、豊かな人間性をもった子どもを育成する。

保護者・地域との連携を図りながら、安心して子育てができる環境を整える。

【保育方針】

保育の内容の質を高め、子どもの主体的な活動や遊びの場を整え、年齢に応じた心情・意欲・態度を養う。

【保育目標】

- ① 丈夫で健康な子ども
- ② 友達と仲良く遊ぶ子ども
- ③ 個性が豊かなきらめく子ども

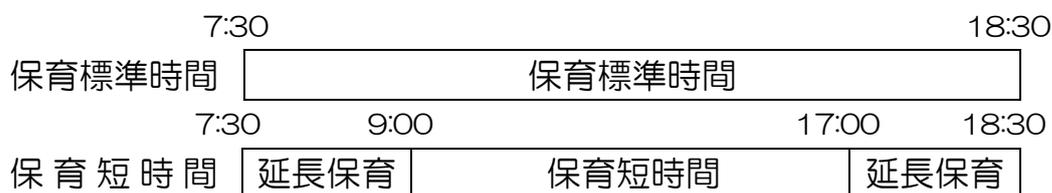
【保育計画】

全てのお子さんについて、年1回アセスメントシートに保護者の希望やおもいを記入していただきます。それに基づき、3歳未満児は個別計画を作成し、子どもの最善の利益を考慮した保育を実践していきます。

○保育所の概要

名 称	佐伯市立畑野浦保育所
所 在 地	郵便番号 876-2201 佐伯市蒲江大字畑野浦 596 番地 23
電 話 番 号	0972-45-0038
クラス編成	ぽっぽ組（0歳児・1歳児・2歳児） あ か組（3歳児） も も組（4歳児） あ お組（5歳児）
入 所 年 齢	生後6ヶ月～就学前まで
閉 所 日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 蒲江地区で、警戒レベル4以上（避難指示）が発令された場合は閉所になります。
開 所 時 間	午前7時30分～午後6時30分
嘱 託 医	内科 御手洗病院（42-0003） 歯科 戸高歯科医院（45-0841）

○保育所の利用時間



保育所を利用する際は、保護者の就労状況等によって、保育必要量を認定します。保育必要量は「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があり、認定された保育必要量によって保育所を利用できる時間が変わります。

「保育標準時間」

開所時間中の利用が可能です。7時30分から18時30分までの最長11時間の利用ができます。

「保育短時間」

開所時間のうち、保育所が定める8時間（9時から17時）のみ利用できます。

「保育短時間」に該当する方

- 1.保護者の就労時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- 2.親族等の介護または看護する時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- 3.求職活動のために保育所を利用する場合
- 4.保護者の就学等の時間が、月64時間以上120時間未満の場合
- 5.育児休業中に引き続き保育所を利用する場合

保育必要量は、支給認定証に記載していますのでご確認ください。
※就労時間等が変わると、保育必要量等が変更になる場合がありますので、必ず届け出をしてください。

「延長保育」について

「保育短時間」認定を受けた方は、保育所の開所時間中の7時30分から9時までと17時以降の利用は「延長保育」の扱いとなり、利用の申請が必要となります。（下記の別途利用料が必要です。）

超過料金	7:30 ~ 9:00	・・・100円
	17:00 ~ 17:30	・・・100円
	17:30 ~ 18:30	・・・200円

○保育所の日

時 間	ぼっぼ組 (0・1・2歳児)	あか組・もも組・あお組 (3・4・5歳児)
7:30	<ul style="list-style-type: none"> ・開所 ・順次登所（視診・連絡事項を聞く） ・あお組のお部屋で全体保育 ・各自、自分のクラスに移動 	
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄、手洗い ・おやつ 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝のお集まり
9:30	<ul style="list-style-type: none"> ・あそび（年齢別保育） （お散歩に出かけたり園庭で遊んだりします） 	
11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・給食準備 （11:00 給食） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食準備 （11:15 給食）
12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝の準備 	
12:30	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝 （本、紙芝居の読み聞かせ） 	
15:00	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつ 	
18:30	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びながらお迎えを待ちます ・順次降所 ・閉所 	

○入所にのぞんで

今日から大切なお子様をお預かりすることになりました。私たち職員一同、一生懸命子どもたちと向き合い成長の手助けをしていきます。

保育所と家庭、地域が一体となり、より良い保育を進めていきたいと考えています。保育所に対する要望などありましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

以下、保護者の皆様へいくつかお願いがありますので、ご協力をお願いいたします。

1. 新入児について

- (1) 登所時間は、可能であれば午前 8 時 30 分以降にお願いします。
- (2) 慣れるまでしばらく「ならし保育」を行い、お子さんが無理なく保育生活ができるようにしていきます。
- (3) 降所時間は、個人差がありますのでその都度担任が連絡しますので、いつでも連絡が取れるようにしておいてください。

2. 登所・降所・遅刻・欠席について

- (1) 登所は、各クラスの取り組みが始まる午前 9 時までにはお願いします。遅刻や欠席をする場合は、午前 8 時 45 分までに連絡してください。
- (2) 登所前に用便を済ませる習慣をつけましょう。
- (3) 登所の際、お子さんの受け渡しは必ず直接保育士にしてください。
- (4) 登所の際、お子さんの朝の状態や前夜に異常等（高熱、嘔吐、下痢等）があった場合、必ずお知らせください。
- (5) 3歳以上児は、なるべくお子さんにカバンを持たせ、お父さん・お母さんも元気よく朝のあいさつをするよう心がけてください。子どもは毎日の繰り返しの中で生活習慣を身につけていきます。
- (6) 保育所から家庭への連絡は、印刷物・掲示板・お部屋の前等でお知らせします。毎日必ず確認してください。
- (7) 事故防止のため、保育所の門のカギは出入りする際必ずかけてください。
- (8) 送迎時、駐車場のお子さんには十分注意してください。また、駐車の際はエンジンを止めて、道路から 2m 下げて駐車してください。
- (9) 緊急の連絡をする場合があります。連絡が取れるようにしておいてください。

3. 服装・持ち物について【最終ページにイラスト添付】

- (1) 服装はできるだけ身軽にし、ひとりで着脱しやすいものにしてください。
- (2) 全クラスで紅白帽子を着用します。
- (3) 持ち物については以下のとおりです。
 - (ア) 毎日持ってくるもの
 - バック・・・着替え、タオル、出席ノート、連絡帳等を入れます。大きめの口の広い、出し入れしやすい物がよいです。
 - タオル・・・2枚。名前を書いて下げられるよう「吊りひも」をつけてください。
 - 着替え・・・上下3組と汚れ物を入れる袋を1枚持たせてください。
 - 食事用エプロン（0歳児、1歳児のみ）
 - (イ) 保育所に置いておくもの
 - 布団上下・毛布・タオルケット等
布団等は週末に持ち帰り、日光に当てたり洗濯をしてください。
 - 歯ブラシ・歯磨き用コップ
各家庭で準備をお願いします。
 - オムツ・お尻拭き
 - (ウ) 入所時に持ってくるもの
 - ティッシュ・・・0歳児から2歳児は5箱、3歳児以上は1箱。
 - ビニール袋・・・100枚入り1袋。（汚れた衣類等を入れます）
 - ぞうきん・・・2枚。

4. 給食について

- (1) 完全給食です。弁当日が月に1回程度あります。保護者の愛情いっぱいの手作り弁当を持たせてください。（要冷蔵の物は入れないでください。）
- (2) ぽっぽ組は、9時過ぎと3時過ぎにおやつが出ます。
- (3) あか・もも・あお組は、3時過ぎにおやつが出ます。
- (4) 給食内容については、前月末に一月分の献立表を配布します。
- (5) 特定の食材のアレルギーのあるお子さんは必ず相談してください。
- (6) 2号認定の方は、毎月給食費を徴収します。（5,000円/月）
※収入額により減免制度があり、一部または全額が減免される場合があります。

【別添1 給食費の還付について】

5. 健康管理について

乳幼児は、抵抗力が弱く免疫機能が未熟なために感染症の病気にかかりやすいです。

病気と知らずに登所することは、病気を長引かせたり他の病気を併発することにもなります。早期に病気を発見し、治療と休養することが大切です。楽しい保育所生活を送るためにも、お子さんの健康状態に注意をしてください。

- (1) 体調の悪いときはお休みし、健康な状態で登所させてください。
- (2) 朝登所した時、子どもの健康状態の視診を行います。
- (3) 前夜、身体に異常があった場合は、登所時に必ず職員にお知らせください。
- (4) 原則、37度5分以上の熱がある時で、いつもと様子が違い心配な時（元気がない、食欲がない、顔色が悪いなど）は、家庭もしくは職場にお子さんの様子を知らせる連絡します。

※次の場合はお迎えをお願いします。

- 38度以上の発熱の時、嘔吐・下痢が続く時
- ひきつけを起こした時
- 伝染病の疑いがある時
- その他、お迎えが必要と判断した時

- (5) 予防接種を受けた日は、家庭で安静にしておいてください。
- (6) 嘱託医による健康診断（内科・歯科）を年2回行います。
- (7) 感染症にかかった場合は、できるだけ早く病名・病状等をお知らせください。また、他の園児に迷惑をかけないように治癒するまで登所はご遠慮ください。

登所する時は、病名により医師の「治癒証明書」または「意見書」「登園届」を提出してください。

P13の「○感染症に関するお願い」をご覧ください。

6. 安全管理について

お子さんのけがについては細心の注意を払い保育に臨んでいますが、友だちとの関わりの中で、自分の思いを言葉で伝えられず「噛みつき」「引っ掻き」「突き飛ばし」などによりけがをしてしまうことがあります。

細心の注意を払い保育に臨み、けがのないよう努めていますが、防ぐことができない場合もあります。どうぞ、ご理解ください。

7. 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

お子さんの入所に伴い日本スポーツ振興センターの災害共済に加入します。

これは、送迎途中（いつも登・降所の際、利用する道路の場合）と保育所内での事故のみ補償されます。

「同意書」の提出と個人負担金の納付をお願いします。

8. 画像掲載及び映像放映の承諾について

園児または保護者の画像や映像が広報誌やケーブルテレビ等で掲載、放映されることについての諾否を「画像掲載及び映像放映承諾書」により提出をしていただきます。

9. 与薬について

保育所での与薬は、原則として行いません。やむを得ない場合は、ご相談ください。保育士が保護者に代わって与薬します。この場合、万全を期すため「与薬依頼書」に必要事項を記入し、薬とともに直接保育士に手渡してください。

- (1) 薬は診察した医師が処方・調剤したもの、あるいは医師の処方によって薬局で調剤されたものに限り、保護者の判断で持参した薬（市販薬や以前処方された薬）は与薬できません。
- (2) 薬を保育所で預かる場合、以下の3点が必要です。

- 薬や容器に名前を書いた1回分の薬
- 薬剤情報の書かれた説明書または処方箋
- 与薬依頼書

10. その他

次のような場合は、市役所こども福祉課こども福祉係に連絡が必要です。（電話 22-3972）

- 就職または転職、離職したとき
- 母子手帳の交付を受けたとき（入所理由の変更）
- 住所、電話番号など連絡先に変更があったとき
- 家庭状況に変動があったとき（出生・結婚・離婚等）
- 生活保護の開始・廃止があったとき
- 入所理由の変更があったとき（家庭外労働から出産等）
- その他申込書の記載事項に変更があったとき

○苦情・ご意見・相談等について

保育所では苦情・ご意見・相談等を受け付ける窓口を設置しています。申立て方法は、面接・郵送・電話・FAX 等何でも結構です。保育所の郵便受けに直接投函されてもかまいません。担当者またはこども福祉課（電話 22-3972）にご連絡ください。保育所の責任者は所長です。受付は主任保育士、対応は所長が行います。

ただし、以下の申立ては除外となります。

○当該苦情等に関する事実があった日から1年以上経過しているもの

○国の制度に関すること

○保育料に関すること

○職員の人事に関すること

○保護者が行う行事等に関すること

○匿名のもの

なお、利用者からの苦情について、客観性と社会性を確保し、苦情申し出者に対する適切な支援を行うため、第三者委員を置いています。

第三者委員 氏名:首藤 恵子(しゅとう けいこ) 電話43-3123

○個人情報の取り扱いについて

個人情報については厳重に取り扱い、第三者への提供や開示は行いません。

住所・勤務先・緊急連絡先・電話番号等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

○児童虐待について

児童虐待かと思ったらすぐにお電話ください。

電話	いちはやく 1 8 9	・電話は匿名で行うことも可能です。 ・連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
----	----------------	---

○年間の行事予定

月	行 事
4月	★入所説明会
5月	★春の親子遠足
	内科・歯科健診 人形劇鑑賞（あか・もも・あお組）
6月	交通安全教室
	いも植え お店屋さんごっこ
7月	プール開き（プール遊び）
	七夕会・老人ホーム慰問
8月	プール納め
9月	秋の園外活動
10月	★運動会
	内科・歯科健診 蒲江地区合同社会見学（あお組）
11月	秋の遠足
	いも掘り
12月	クリスマス会
	★お楽しみ会
1月	お正月遊び・郵便屋さんごっこ
2月	豆まき
	蒲江地区5歳児小学校体験
3月	ひなまつり
	お別れ遠足
	お別れ会食
	★卒園式

注：★・・・保護者の参加をお願いします。

※ 毎月行う行事

- ・お誕生会 ・お弁当日 ・避難訓練
- ・チャイルドクッキング（あお組）
- ・身体計測（ぼっぼ組は毎月、あか・もも・あお組は偶数月）

○避難指示等の避難情報が発令された場合

台風の接近や暴風雨等の理由により蒲江地区に「【警戒レベル4】避難指示」が発令された場合は、園児、保護者及び職員の身の安全確保を優先とするため休所します。

保育開始後に「【警戒レベル4】避難指示」が発令された場合には、天候状況によりお迎えをお願いすることになりますのでご留意ください。

「【警戒レベル3】高齢者等避難」が発令された場合は、状況により休所します。

なお、休所する場合には、個別に電話連絡をしますが、避難情報が深夜、早朝に発令された場合には連絡できないこともありますのでご了承ください。

警戒レベル	避難情報	災害等の状況
警戒レベル5	緊急安全確保	災害発生又は切迫 すでに安全な避難ができず命が危険な状況
警戒レベル4	避難指示	災害のおそれ高い 危険な場所から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	災害のおそれあり
警戒レベル2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	気象状況悪化
警戒レベル1	早期注意情報 (気象庁)	今後気象状況悪化のおそれ

【別添 2 避難経路】

○感染症対策に関するお願い

お子さんが感染症の疑いがある病気の際は、下記の理由で登所できません。

乳幼児期は病気に対する抵抗力が弱いため、細菌やウイルスに感染しやすい状態です(子どもは生後6か月から就学までに100種類のウイルスに感染すると言われています)。乳幼児が集団生活をする保育所で感染症が発生した場合、多数の子どもが感染する恐れがあります。

- (1) 下記の感染症は、医師による「意見書」が必要です。
- 麻疹(はしか) ○インフルエンザ ○風しん
 - 水痘(水ぼうそう) ○流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
 - 結核 ○咽頭結膜熱(プール熱) ○流行性角結膜炎
 - 百日咳 ○腸管出血性大腸菌感染症(O157,26,111等)
 - 急性出血性結膜炎 ○侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)
- (2) 下記の感染症は、意見書は不要ですが、必ず受診し医師の登園許可確認後、「登園届」を提出してください。
- 溶連菌感染症 ○マイコプラズマ肺炎 ○手足口病
 - 伝染性紅斑(りんご病)
 - ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
 - ヘルパンギーナ ○RSウイルス感染症 ○带状疱疹しん
 - 突発性発しん ○嘔吐下痢
- (3) 感染症と登所のめやす

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、子どもたちが一日快適に生活できるようにするため、感染症にかかったときは、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

感染症にかかったときは、速やかに医師の診断及び治療を受けられ、保育所にも連絡をしてください。病気が治癒し、他の児童にうつすおそれがなくなりましたら、医師に意見書を書いていただくか、保護者が記入した登園届に医師にかかった証拠となるもの(薬袋、医療機関の受付番号表など確認後お返しします。)を添えて保育所に提出してください。
意見書及び登園届の用紙は保育所にあります。

意見書または登園届が必要な病気及び登所のめやすは次のとおりです。

● 医師が「意見書」を記入することが必要な感染症

感染症名	潜伏期間	主な症状	登所のめやす
麻疹（はしか）	8～12日	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに。一旦解熱後、再発熱し、口内に白いぶつぶつ（コプリック斑）が見られる。その後、顔や頸部に発しんが出現する。	目解熱後 3 日を経過していること
インフルエンザ	1～4日	高熱、倦怠感、食欲不振、関節、痛、筋肉痛。咽頭痛、鼻水、咳。	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
風しん	16～18日	発しん。発熱、リンパ節腫脹、悪寒、倦怠感、眼球結膜充血等	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	14～16日	発しんが顔や頭部に出現し、やがて全身へと拡大する。	やすべての発しんが、かさぶた化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	16～18日	発熱と、耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹・疼痛。	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態良好になっていること
結核	3カ月～数10年	慢性的な発熱（微熱）、咳、疲れやすさ、食欲不振、顔色の悪さ	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	2～14日	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日を経過していること
流行性角結膜炎	2～14日	目が充血し、目やにが出る。目に膜が張ることもある。	結膜炎の症状が消失していること

百日咳	7～10日	連続性・発作性の咳が長期に続く。夜間眠れないほどの咳が見られることも。	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157,26,111等)	10時間～6日。 O157は3～4日	水様下痢便、腹痛、血便。障害を来す溶血性尿毒症候群を合併し、重症化する場合も。	医師において感染の恐れがないと認められていること。 2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好であること
急性出血性結膜炎	1～3日	強い目の痛み、目の結膜の充血、結膜下出血。目やに、角膜の混濁等	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症	4日以内	発熱、頭痛、嘔吐。	医師において感染の恐れがないと認められていること。

●医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症

感染症名	潜伏期間	主な症状	登所のめやす
溶連菌感染症	2～5日	発熱、のどの痛み・腫れ、化膿、リンパ腺炎、とびひ、中耳炎、肺炎、化膿性関節炎等。	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	2～3週間	咳、発熱、頭痛。	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	3～6日	発熱。口腔粘膜と手足の末端に水疱性発しんが生じる。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛等。両側頬部に紅斑。四肢に網目状の発しん。	全身状態が良いこと

ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデ ノウイルス等)	ノロ (12-48時間) ロタ (1-3日)	嘔吐、下痢。	嘔吐、下痢の症状が 治まり、普段の食事 がとれること
ヘルパンギーナ	3~6日	高熱、のどの痛み。咽頭 に赤い粘膜しんが見ら れ、次に水疱となり潰瘍 となる。	発熱や、口腔内の水 疱・潰瘍の影響がな く、普段の食事がと れること
RSウイルス感染 症	4~6日	発熱、鼻水、咳、喘鳴。	呼吸器症状が消失 し、全身状態が良い こと
帯状疱疹しん	不定	軽度の痛みや違和感。か ゆみ。その後、多数の水 疱が集まり、紅斑とな る。	すべての発しんが かさぶた化してい ること
突発性発しん	9~10日	高熱の後、解熱するとと もに紅斑が出現、数日で 消える。	解熱し機嫌が良く 全身状態が良いこ と

※「保育所における感染症対策ガイドライン」より

●登所停止ではないが、状態によっては登所を遠慮するようお願いする
場合もある感染症

感染症名	潜伏期間	主な症状	登所のめやす
アタマジラミ症	10~30日	卵は頭髮の根元近くに あり、毛に固く付着して 白く見える。頭皮のかゆ み。	駆除を開始してい ること
伝染性軟属腫 (水いぼ)	2~7週	1~5mm程度の常色~ 白~淡紅色の丘しん、小 結節(しこり)	水いぼを衣服、包 帯、耐水性ばんそう こう等で覆うこと。
伝染性膿痂しん (とびひ)	2~10日	水ぶくれ、びらん、かさ ぶたが、鼻周囲、体幹、 四肢等の全身にみられ る。	皮膚変部を外用薬 で処置し、浸出液が しみ出ないように ガーゼ等で覆って あること

○登所を控えるのが望ましい場合

保育所における感染症対策ガイドラインより
(厚生労働省 2018 年改訂版一部抜粋)

(1) 発熱時

- 24時間以内に 38℃以上の熱が出た場合や、または解熱剤を使用している場合。
- 朝から 37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

(2) 下痢の時

- 24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

(3) 嘔吐の時

- 24時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる場合。
- 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしているなどの症状がみられる場合。

(4) 咳の時

- 夜間しばしば咳のために起きる、ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、呼吸が速い、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合。

(5) 発しんの時

- 発熱とともに発しんのある場合。
- 感染症による発しんが疑われ、医師より登所を控えるよう指示された場合。
- 口内炎がひどく食事や水分が摂れない場合。
- 発しんが顔面にあり、患部を覆えない場合。
- 浸出液が多く他児への感染のおそれがある場合。
- かゆみが強く手で患部を掻いてしまう場合。